

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第13号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成28年3月18日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 28 年 2 月 3 日（水）

3. 監査対象の課等

政策総務部総務課

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 27 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

職員及び人事管理の統括、職員の採用及び研修、福利厚生・健康管理、共用車の維持管理、平和・国際交流、条例・規則等の審査、文書の取扱、議会、訴訟、情報公開制度、庁舎等の整備、維持及び管理、町有施設の設計、管理等に関する事務等を行っている。

（根拠規定：大磯町事務分掌等に関する規則第 3 条）

6. 監査結果概要

平成 27 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

意見、要望事項については、以下のとおりである。

・職員研修について

人材は町の財産であり、“人”の育成のためには研修が不可欠であることから、職員が研修に参加しやすい環境づくりを進められたい。

・人事管理について

正規職員や任期付職員だけではなく、臨時職員についても把握し、庁内組織運営を総括されたい。

また、任期付職員、再任用職員、臨時職員の増加により、定員数の適正化は保たれているが、事業総量は増加しているものと推察されることから、実情にあった人的管理を図られたい。